

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名

サイクルツーリズムにおけるサイクリスト動向調査分析業務

(2) 業務内容

サイクリストや旅行者が県内を自転車でどのように周遊しているか等のデータ収集・分析を行うことにより、本県に応じたより効果的・具体的なサイクルツーリズムの施策構築を図る（詳細は業務仕様書のとおり。）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

(4) 履行場所

長崎県スポーツコミッション事務局（長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟5階）

(5) 入札の場所及び期日等

〔場所〕 令和5年10月26日（木）午後1時30分開始

〔期日〕 長崎県庁行政棟3階317会議室（長崎市尾上町3番1号）

〔提出方法〕 直接（電送及び郵送による入札は認めない。）

※開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に7の(1)の事務局に確認すること。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 次の各号の一に該当する事実があった後3年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者

(キ) 前各号の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) この公告の日から1の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県若しくは国から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から1の入札日までの間において、長崎県若しくは国が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) 本入札は、長崎県外に本社（本店）又は支店（営業所等）を有する者でも参加可能とする。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出について

入札参加を希望する場合は、令和5年10月23(月)まで(県の休日を除く午前9時から午後5時まで)に次の書類を下記の窓口まで提出すること。

- ① 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 印鑑届(様式第3号)

《申請書提出先》

(名称) 長崎県スポーツコミッション事務局
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 (長崎県庁行政棟5階)
(電話) 095-822-6350 (FAX) 095-822-6355

4 業務仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の業務仕様書等に関する質問については、令和5年10月19日(木)午後5時までに郵送、持参又はFAXにより「質問書(様式1)」を前記3の事務局まで提出すること。

なお、郵送及びFAXによる提出の場合は、必ず着信確認を行うこと。

回答は、令和5年10月20日(金)午後5時までに書面(FAX)にて行う。

5 入札の実施

(1) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の100/110に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額(首標金額)は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- ⑤ 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要であること。
入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。入札者(代理人を含む)の押印を省略する場合は、訂正箇所に入札者の氏名を自署すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県スポーツコミッション 会長 大石 賢吾 宛とすること。

※入札書(様式2)

※封筒(様式2-2)

※委任状(様式3)

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

ア) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を令和5年10月24日(火)午後3時までに、最寄の金融機関に納付すること。

ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県スポーツコミッション若しくは長崎県その他地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を令和5年10月23日（月）午後3時までに提出したとき。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- ① 3,000万円以上 ② 3,000万円未満1,000万円以上 ③ 1,000万円未満

イ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証金の免除を受ける場合は、入札保証金免除申請書（様式4）に契約実績を証明する書類を添付のうえ、上記期限までに提出すること。
- ・ 現金を納付する場合は、令和5年10月23日（月）午後5時までに納付額を申し出ること。納付後、入札日までに銀行の領収印が押された領収証の写しを提出すること。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

② 契約保証金

ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の10/100以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県スポーツコミッション若しくは長崎県その他地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

- ① 3,000万円以上 ② 3,000万円未満1,000万円以上 ③ 1,000万円未満

ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(3) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の①から⑦により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 長崎県若しくは国から指名停止の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県若しくは国が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(4) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県若しくは国から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県若しくは国が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・ 入札回数は3回までとし、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、ただちに再度入札を行う。3回の入札でも決定しない場合、最低価格入札者と随意契約（見積徴取）による契約を締結することがあるため、入札書は複数枚準備すること。

6 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から7日以内（落札決定日から6日後）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県スポーツコミッション財務規程の定めるところによるものであること。

7 その他

- (1) 当該業務契約に関する事務を担当する団体の名称
〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
〔名称〕長崎県スポーツコミッション
〔電話〕095-822-6350